

仕 様 書 (案)

1 工事概要

(1) 工事名

防災拠点施設照明 LED 化及び監視カメラ更新工事

(2) 工事場所

三原市本郷町善入寺 94-22 防災拠点施設（備蓄倉庫棟、駐機場、駐車場ほか）

(3) 工期

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 施工内容

① 照明 LED 化工事

ア 対象設備

LED 照明 規格、数量は、別紙内訳書のとおり

既存照明機器を撤去し、同箇所に既存照度同等以上の LED 照明機器を設置すること。

イ 試験調整

ウ 不要物（既存照明機器等）撤去・処分一式

エ その他必要な工事一式

② 監視カメラ更新工事

ア 対象設備

(ア) 屋外用ネットワークカメラ 4 台（備蓄倉庫棟 3 台、格納庫 2 階 1 台）

a 解像度は 1,920×1,080 以上を有していること。

b ズーム機能を有し、光学 20 倍以上であること。

c 赤外線照明を有し、照射距離 100m 以上であること。

d 屋外対応で防塵・防水性、耐衝撃性、耐風性を有していること。

e 回転機能を有し、水平方向 360°、垂直方向 180° 以上であること。

f 国内メーカー製品であること。（参考機種：i-PRO WV-S66300-Z3LN）

g 現行設置場所に設置可能であること。

(イ) デジタルレコーダー

a HDD 容量は、4 TB 以上を有し、カメラ 4 台の動画データを 1 ヶ月以上保存できること。

b 上記 a の保存期間が経過した動画データは、自動で新しい動画データに上書き保存され、録画モードは、24 時間常時録画、スケジュール設定が選択できること。

c 保存した動画データは、USB 記録媒体に容易にコピーできること。

d 動画データの解像度は、1,920×1,080 以上を有し、HDMI 映像出力端子を有していること。

e 現行設置場所に設置可能であること。（幅 42 cm × 奥行 47 cm 以内）

(ウ) システムコントローラ

a ジョイスティックを有し、カメラ制御（パン、チルト、ズーム）ができること。

b モニター画面表示切替（全カメラ分割表示、任意カメラ表示等）ができること。

c 現行設置場所に設置可能であること。（幅 38 cm × 奥行 33 cm × 高さ 10 cm 以内）

(エ) 映像監視ソフトウェア

a 上記（ウ）の機能を正常に動作させることができるものであること。

(オ) 閲覧・制御用パソコン

a 上記（イ）、（ウ）、（エ）が正常に動作できるスペックを有していること。

b 現行設置場所に設置可能であること。（幅 42 cm × 奥行 47 cm 以内）

(カ) 監視用液晶モニター

- a 画面のサイズは 24 インチ程度を有すること。
- b 解像度は、1,920×1,080 以上を有し、HDMI 映像入力端子を有していること。

(キ) 同軸-LAN コンバータ（カメラ側、レシーバ側）、HUB ほか必要物一式

イ 配線・金具取替一式

配線は既存の同軸ケーブルを利用、ラックは既存のものに取り付けること。

ウ 試験調整

エ 不要部材（カメラ、PC、モニター、システムコントーラ等）の撤去・回収

オ その他必要な工事一式

2 官公署その他への手続き等

官公署その他への手続きは、請負者が遅滞なく行い、これに要する費用は、すべて請負者の負担とする。

3 廃棄物の処理

工事に伴う廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適正に処理すること。

LED 照明 内訳書

設置場所	図面番号（現行規格）	施工規格	仕様	単位	数量
駐車場他	①～⑨SP-2 (NH360W)	NYR30082LF9 同等品	道路灯灯具のみ交換	台	9
	"	YTD980SK アダプタ		台	9
屋外油庫	⑩SP-1 (FL40W)	XLJ4300LE9 同等品	防爆	台	1
駐機場	⑪、⑫SP-3 (HQI2000W+HPJ2N-400M)	NNY24702 同等品	灯具のみ交換	台	2
	"	NNY28107LF2 電源ユニット		台	2
	"	NYS35215LE2 同等品	灯具のみ交換	台	2

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、防災拠点施設照明 LED 化及び監視カメラ更新工事に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - (1) 特記仕様書（共通事項）（令和 7 年 8 月） 広島県
広島県庁ホームページ「広島県の調達情報」
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/standard/index.html>
 - (2) 土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月） 広島県
 - (3) 電気通信設備工事共通仕様書（令和 7 年 3 月） 国土交通省
国土交通省ホームページ
https://www.mlit.go.jp/gobuild/kenchiku_hyoushi.html
 - (4) 公共建築工事標準仕様書（令和 7 年度版） 国土交通省
国土交通省ホームページ
https://www.mlit.go.jp/gobuild/kenchiku_hyoushi.html
 - (5) その他関係法規ならびに各基準

第2節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあたっては、9,000 万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第 1 号に必要な書類を添付して、他の公共工事（道路維持修繕業務委託（路線委託）（以下「路線委託」という。）を含む。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - (1) 兼務する工事が公共工事であること。
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め 5 件（災害復旧工事及び路線委託に係

る件数を除く。) 以内であること。

- (3) 兼務する工事箇所がすべて、同一の市町内（安芸郡4町については安芸郡内）であること。ただし、災害復旧工事は同一市町内でなくてよい。
- (4) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- (5) 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(4)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいざれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

2 受注者は、前項に掲げるほか、工事箇所が 10 km程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第 1 号に必要な書類を添付して、他の公共工事（路線委託は含まない。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め 2 件以内であること。
- (2) 兼務する工事箇所が全て同一の市町内（安芸郡4町については安芸郡内）であること。
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- (4) 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するい
ずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は様式第2号により、承認しない場合は様式第3号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。

4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、様式第4号により、その承認を取消すものとする。

- (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき。
- (2) 兼務を承認した日から起算して14日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき。
- (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかつたことが判明したとき。
- (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。
- (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき。
- (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき。

5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

※様式については、「広島県の調達情報」に掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

第3節 主任技術者の配置要件等

土木工事共通仕様書1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」及び「6. 誓約書」については、入札条件又は入札公告に定める配置技術者の兼務の要件に従うこと。

第4節 コリンズ (CORINS)への登録

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

第5節 保証期間

- 1 本工事完了後 1 年以内に受注者の製作、あるいは施工の責任と判定される故障、又は性能、機能上の不備欠陥を生じた場合は、受注者自らの費用で修理又は取替を監督員の指示する期間に完了するものとする。
- 2 設計工作及び部品の不良等に起因する事故に対しては、前項の期間を経過後といえども、その因によっては、責任を負うものとする。

第6節 官公署その他への手続き等

官公署その他への手続きは、受注者が代行し、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。申請書作成に係る費用もすべて受注者の負担とする。また関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査において、その検査に必要な資機材及び労務を提供し、これに直接要する費用を受注者が負担する。

受注後は、関係機関と速やかに協議し、届出書類の作成に着手すること。

第7節 工事完成時の提出図書

工事完成時の提出図書は、完成図書、工事写真を各 2 部提出とする。

第8節 広島県工事中情報共有システム

本工事は、広島県工事中情報共有システムの対象工事である。本システムを用いて作成及び提出を行った工事打合せ簿等については、別途紙に出力して提出する必要はない。

監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。

広島県工事中情報共有システムのポータルサイト

<https://web.neo-calsec.com/portal/hiroshima/>

第2章 施工条件

第1節 仮設物

- 1 受注者詰所、材料置場、便所等の仮設物を設ける場合はその設置位置、その他について監督員の承認を受けなければならない。
- 2 火気を使用の場合、引火性材料の貯蔵所などは関連法規の定めるところにより適當な施設を設けなければならない。

第2節 工事用水、電力、電話

工事用水、電力、電話等に必要な仮設物は、受注者がその手続きをなし、施設するものとする。なお、これらの使用料金は、受注者の負担とする。

第3節 施工時期・時間の制限

- 1 作業日時は原則土日・祝日を除く昼間とする。これ以外の日時に作業が必要な場合は、事前にその理由を監督員に書面で連絡すること。
- 2 作業停電を行う場合は事前に計画書を提出し、監督員の指示に基づき施工すること。

第3章 工事内容

第1節 工事概要

防災拠点施設の屋外照明LED化工事及び監視カメラ更新工事を行う。

第2節 工事場所

三原市本郷町善入寺 94-22 広島県防災拠点施設

第3節 工事期間

契約締結日の翌日～令和8年3月31日

第4節 工事内容

1 照明 LED 化工事

ア 対象設備

LED 照明

既存照明機器を撤去し、同箇所に既存照度同等以上の LED 照明機器を設置すること。

イ 試験調整

ウ 不要物（既存照明機器等）撤去・処分一式

エ その他必要な工事一式

2 監視カメラ更新工事

ア 対象設備

(ア) 屋外用ネットワークカメラ 4 台（備蓄倉庫棟 3 台、格納庫 2 階 1 台）

- a 解像度は 1,920×1,080 以上を有していること。
- b ズーム機能を有し、光学 20 倍以上であること。
- c 赤外線照明を有し、照射距離 100m 以上であること。
- d 屋外対応で防塵・防水性、耐衝撃性、耐風性を有していること。
- e 回転機能を有し、水平方向 360°、垂直方向 180° 以上であること。
- f 国内メーカー製品であること。（参考機種：i-PRO WV-S66300-Z3LN）
- g 現行設置場所に設置可能であること。

(イ) デジタルレコーダー

- a HDD 容量は、4 TB 以上を有し、カメラ 4 台の動画データを 1 ヶ月以上保存できること。
- b 上記 a の保存期間が経過した動画データは、自動で新しい動画データに上書き保存され、録画モードは、24 時間常時録画、スケジュール設定が選択できること。
- c 保存した動画データは、USB 記録媒体に容易にコピーできること。
- d 動画データの解像度は、1,920×1,080 以上を有し、HDMI 映像出力端子を

有していること。

e 現行設置場所に設置可能であること。(幅 42 c m × 奥行 47 c m以内)

(ウ) システムコントローラ

a ジョイスティックを有し、カメラ制御（パン、チルト、ズーム）ができる

ること。

b モニター画面表示切替（全カメラ分割表示、任意カメラ表示等）ができる

ること。

c 現行設置場所に設置可能であること。(幅 38 c m × 奥行 33 c m × 高さ 10

c m以内)

(エ) 映像監視ソフトウェア

a 上記（ウ）の機能を正常に動作させることができるものであること。

(オ) 閲覧・制御用パソコン

a 上記（イ）、（ウ）、（エ）が正常に動作できるスペックを有していること。

b 現行設置場所に設置可能であること。(幅 42 c m × 奥行 47 c m以内)

(カ) 監視用液晶モニター

a 画面のサイズは 24 インチ程度を有すること。

b 解像度は、1,920×1,080 以上を有し、HDMI 映像入力端子を有しているこ

と。

(キ) 同軸-LAN コンバータ（カメラ側、レシーバ側）、HUB ほか必要物一式

イ 配線・金具取替一式

配線は既存の同軸ケーブルを利用、ラックは既存のものに取り付けること。

ウ 試験調整

エ 不要部材（カメラ、PC、モニター、システムコントーラ等）の撤去・回収

オ その他必要な工事一式

第 5 節 産業廃棄物の処分

工事に伴う廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適正に処理すること。完成図書の提出時には、適切に処分したことが分かる書類を綴じること。

第6節 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。